

第407回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和7年3月10日(月)
14:00～15:00

場 所 高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) 資源管理方針の変更について(諮問)
- (2) くろまぐろ・ぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)
- (3) 漁業権における資源管理の状況等の報告について(報告)
- (4) 令和6年度の連合海区漁業調整委員会の結果について(報告)
- (5) 第49回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について(報告)
- (6) その他

5 その他



6 水産第 257375 号
令和 7 年 3 月 3 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北 尾 登 史 郎 様

香川県知事 池 田 豊 人

資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 14 条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり香川県において資源管理を行うための方針を変更したいので、法第 14 条第 10 項で準用する同条第 4 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

香川県資源管理方針（令和2年12月1日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

変更前	変更後
第1～第7（略） 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 くろまぐろ（大型魚）」から「別紙1－6 かたくちいわし瀬戸内海 系群」までに、特定水産資源以外の水産資源についての資源管理の 方向性は「別紙2－1 ひらめ瀬戸内海系群」から「別紙2－12 さ より香川県海域」までにそれぞれ定めるものとする。	第1～第7（略） 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 くろまぐろ（大型魚）」から「別紙1－7 ぶり」までに、特定水 産資源以外の水産資源についての資源管理の方向性は「別紙2－ 1 ひらめ瀬戸内海系群」から「別紙2－12 さより香川県海域」 までにそれぞれ定めるものとする。
(別紙1－1)～(別紙1－5)（略） (別紙1－6) 第1（略） 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 香川県かたくちいわし漁業 (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項 ①（略） ②（略） ③ 漁獲可能期間 周年（1月1日から12月31日まで）	(別紙1－1)～(別紙1－5)（略） (別紙1－6) 第1（略） 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 香川県かたくちいわし漁業 (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項 ①（略） ②（略） ③ 漁獲可能期間 周年（1月1日から12月末日まで）

(2)、(略)	(2) (略) 〔新設〕 (別紙1-7) 第1 特定水産資源 ぶり 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 香川県ぶり漁業 (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項 ① 水域 ②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域 ② 対象とする漁業 香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業 ③ 漁獲可能期間 周年（4月1日から翌年3月末日まで） ② 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。 陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を第2の1(1)で定める香川県ぶり漁業区分に配分するものとする。
---------	--

	<u>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> 当該水産資源の採捕をするものによる<u>法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>第5 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</u> (別紙2－1) ～ (別紙2－12) (略)
--	--

香川県資源管理方針

令和2年12月1日制定

令和2年12月23日改正

令和3年6月18日改正

令和5年11月6日改正

令和6年12月24日改正

令和7年 月 日改正

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 資源管理の意義・背景

香川県の漁業は、県民をはじめとする我が国の消費者に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、本県の漁業生産量は、長期的に減少傾向にあり、消費者に対する水産物の安定的な供給を維持するためには、地域の実態に即して適切に資源管理の取組を推進する必要がある。

本県における資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限並びに漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体であった。しかし、平成以降の漁具の大型化、省力化等の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加している状況を踏まえると、船舶の隻数、トン数等の制限を基本とした管理では水産資源の持続的な利用の確保が難しい状況となっている。

このような中、平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、漁獲量そのものの制限を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後、都道府県知事は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき国が定めた資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）に即して、第14条第1項の規定に基づき都道府県が資源管理を行うための方針（以下「都道府県資源管理方針」という。）を作成し、本県における地域の実態に即した資源管理に関する基本的な考え方や方向性を定める必要がある。

このため、本県において持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、本県における都道府県資源管理方針（以下「香川県資源管理方針」という。）を定め、適切な資源管理を推進するものとする。

2 漁業等の状況

本県は瀬戸内海の東部に位置し、東から播磨灘、備讃瀬戸及び燧灘の3つの海域に面している。本県の海域には、多くの島々が存在し、岩礁や砂浜など多様性に富んだ本県の海岸線の長さは島嶼部を含めて総延長約700kmに達する。また、起伏の多い海底地形及び複雑な潮流により、生息する魚介藻類は多種多様で豊富であり、温暖な瀬戸内海気候とあいまって恵まれた漁業環境にある。

このため、古くから多様な種類の漁業が営まれ、現在は、小型機船底びき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、込網漁業、船びき網漁業等の漁船漁業が主要な漁業として営まれている一方、昭和初期に全国に先駆けて始まった魚類養殖に加え、のり、かき等の養殖など、進取の気性に富んだ漁業者の創意と工夫の積み重ねにより今日の姿となっている。

このような実態のある本県では、多種多様な魚介類を様々な漁法により漁獲していることから、サワラ及びカタクチイワシの広域魚種を除き、従来から漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）による管理を実施しており、公的な規制と併せて、休漁、漁具の規制等による自主的な取組を行っているところである。

他方、本県における漁獲量は、平成 27 年以降、増加傾向にあるものの、昭和 50 年頃の漁獲量の水準を踏まえると、長期的には減少傾向にある。また、マアジ、マダイ及びサワラにおいては、漁獲量が大きく減少していないものの、多くの水産資源の漁獲量が近年減少傾向にあり、魚類全体の漁獲量についても減少傾向にある。また、魚類を除く甲殻類、貝類等の漁獲量については、全体的に近年減少傾向にある。

本県が属する瀬戸内海は、恵まれた漁業環境であるものの、本県の漁獲量は長期的に減少しており、現状の漁業種類ごとの管理を踏まえた持続的な利用を確保するための適切な資源管理の実施が急務となっている。

3 本県の責務

本県は、法第 6 条の規定に基づき、国とともに、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行う責務を有する。このため、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うとともに、必要な情報を提供するものとする。また、同条第 3 項の規定に基づき、農林水産大臣の求めに応じて、資源調査に協力するものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、以下の事項により構成するものとし、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量（資源管理基本方針第 5 の 3 の規定に基づき「現行水準」として、目安の数量が配分された場合にあっては、その数量）の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行うよう、努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲可能量の管理の手法は、法第8条第3項の規定に基づき漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分（漁獲努力量の総量を管理する区分を除く。）については、同条第4項の規定に基づき漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

また、同条第5項の規定に基づき、水産資源の特性等を勘案して上記の管理を行うことが適当でないと認められる場合は、当該管理に代えて、当該管理区分に係る漁獲努力可能量（当該管理区分に係る漁獲可能量の数量の水産資源を採捕するために通常必要と認められる漁獲努力量をいう。）を超えないように、当該管理区分において水産資源を採捕するために漁ろうを行う者による漁獲努力量の総量の管理を行うものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第 6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度向上において重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要であることを踏まえ、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定に基づく漁獲量の報告のほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（第 90 条第 1 項）が適切に行われるよう指導するものとする。
- (2) 上記の報告により収集した情報については、資源管理及び資源評価に必要とする場合に限り、農林水産大臣又は国立研究開発法人研究・教育機構へ適切に報告するとともに、地域の実態に即した適切な資源管理に向けて活用することとする。
- (3) また、(1)の報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を推進するとともに、データを集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解及び協力を得た上で、着実に実行するものとする。

3 種苗放流等の取組

資源管理は、水産資源の保存及び管理を適切に行う都道府県の責務を鑑みて、必要に応じて、種苗生産、種苗放流及び種苗育成管理と組み合わせて行うものとする。

4 遊漁者に対する指導

大臣及び知事は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく

資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

5 その他

知事は、法第 31 条の規定に基づき採捕の数量の公表した場合、速やかに第 32 条第 2 項に基づく早期是正措置を関係漁業者等に指導又は勧告するものとする。

第 7 香川県方針の検討・変更

法第 14 条第 8 項の規定に基づき、香川県資源管理方針を見直すことを基本として、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1－1 くろまぐろ(大型魚)」から「別紙 1－7 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源についての資源管理の方向性は「別紙 2－1 ひらめ瀬戸内海系群」から「別紙 2－12 さより香川県海域」までにそれぞれ定めるものとする。

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ大型魚漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和 2 年農水令 48 号。以下「許可省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ大型魚を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から翌年の 3 月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 都道府県知事が漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 257 号。以下この別紙 1 において「法」という。）

第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下この別紙 1 において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県くろまぐろ大型魚漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ小型魚漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ小型魚を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から翌年の 3 月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県くろまぐろ小型魚漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まあじ漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まあじ漁業区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2に定める知事管理区分「香川県まあじ漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まいわし漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

1 月 1 日から 12 月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県まいわし漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第 2 に定める知事管理区分「香川県まいわし漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である 4,710 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まさば及びごまさば漁業区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2に定める知事管理区分「香川県まさば及びごまさば漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

第1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下同じ。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県かたくちいわし漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年（1月1日から12月末日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県かたくちいわし漁業区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県ぶり漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年（4月1日から翌年3月末日まで）

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県ぶり漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。



6 水産第 257474 号
令和 7 年 3 月 3 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北 尾 登 史 郎 様

香川県知事 池 田 豊 人

くろまぐろ及びぶりに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ及びぶりに関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

(別紙)

表 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
※くろまぐろ（小型魚）	香川県くろまぐろ小型魚漁業	1.0 トン	令和7年4月1日～翌年3月31日
※くろまぐろ（大型魚）	香川県くろまぐろ大型魚漁業	2.0 トン	令和7年4月1日～翌年3月31日
かたくちいわし瀬戸内海系群	香川県かたくちいわし漁業	48,000 トンの内数	令和7年1月1日～12月31日
まあじ	香川県まあじ漁業	現行水準	令和7年1月1日～12月31日
まいわし太平洋系群	香川県まいわし漁業	現行水準	令和7年1月1日～12月31日
まさば及びごまさば太平洋系群	香川県まさば及びごまさば漁業	現行水準	令和6年7月1日～翌年6月30日
※ぶり	香川県ぶり漁業	101,000 トンの内数	令和7年4月1日～翌年3月31日

※今回諮問

6 水管 2941 号
令和 7 年 1 月 9 日

香川県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の
通知

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分につい
て、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり
都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表） くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (香川県分)
くろまぐろ（小型魚）	1.0 トン
くろまぐろ（大型魚）	2.0 トン

香川県知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら
オホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関す
る令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホー
ツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年
度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律
第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可
能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホー
ツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年
度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能 量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の 目安数量（トン）
すけとうだら 太平洋系群			
すけとうだら 日本海北部系群			
すけとうだら オホーツク海南部			
すけとうだら 根室海峡			
するめいか		0.00%	
ぶり	101,000 トンの内数	—	

資源管理の状況等の報告（共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権）について

〔 報告期間（共同・定置） 令和5年1月1日～令和5年12月31日 〕
〔 （区画） 令和5年4月1日～令和6月3月31日 〕

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされました。

また、知事は当該報告を受けて、海区漁業調整委員会に対し必要な事項を報告するものとされています。

今回、共同漁業権および定置漁業権について、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。

漁業法 抜粋

（資源管理の状況等の報告）

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

◎資源管理の状況等の報告（漁業権の漁獲成績報告）一覧

区 分		漁業の種類		件数	報告対象期間
区 画	第1種区画漁業	のり養殖業		82	4/1～翌3/31
		わかめ養殖業		24	
		こんぶ養殖業		8	
		あおのり養殖業		6	
		かき垂下式養殖業		17	
		かき・あさり垂下式養殖業		2	
		あかがい垂下式養殖業		8	
		あわび小割式養殖業		3	
		真珠養殖業		1	
		魚類小割式養殖業		75	
	第3種区画漁業	あかがい等養殖業		5	
共 同	第1種共同漁業	あわび漁業、なまこ漁業ほか		135	1/1～12/31
	第2種共同漁業	建網漁業	藻建網	65	1/1～12/31
			磯建網		3/1～11/30
			かに建網 春かに建網		
	第2種共同漁業	桝網漁業	雑魚桝網	58	1/1～12/31 ～翌1/31 ～翌2/末 等
			雑魚桝網以外		
	第3種共同漁業	つきいそ、地びき網		7	1/1～12/31
定 置	定置漁業	あじ定置網漁業		4	6/1～12/31

報告の様式例

1種共同漁業

共同漁業権における資源管理の状況等の報告

〇〇漁業協同組合

第1種共同漁業 第〇〇号（わかめ、あわび、さざえ、うに、なまこ）

令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

1 資源管理の状況等					
漁業権行使規則の 取組実績	行使人数、操業期間、 操業時間等を規制している場合には、その遵守状況等				
共同漁業権内の資源維持、増殖等のため実施している取組	体長制限の遵守 〇〇の種苗放流（5cmサイズ、〇〇千尾。〇月〇千尾） 藻場造成（〇〇を〇月に10基設置） 休漁（9/1～10/30） 有害生物の駆除（〇月に〇〇を〇千個駆除） 等				
その他の取組	海上における密漁監視（〇回） 漁村文化の継承に関する体験学習（〇回延べ〇人）等				
2 漁場の活用の状況					
漁業の名称	組合員行使権者数	延べ操業日数	漁獲量	採捕方法	備考
わかめ漁業	〇〇人	〇×人	kg		
あわび漁業			kg		
さざえ漁業			kg		
うに漁業			kg		
なまこ漁業			kg		
3 漁場を活用していない理由					

第1種区画漁業

区画漁業権における資源管理の状況等の報告

〇〇漁業協同組合

第1種区画漁業

〇〇養殖業

第〇〇号

〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日

1 環境保全等の取組状況

漁場周辺の環境保全のため実施している取組	採水調査（年〇回） 海底耕うん（〇回） 底質改良材散布（〇kg）
その他の取組	養殖業に関する体験学習・出前授業（〇回延べ〇人） 子供向け釣り教室の実施（〇回） 等

2 漁場の活用の状況

施設数	〇	規模	× × m	
魚 種	行使権者数	操業期間	生産量	備 考
	〇〇人		t	
			t	
			t	
			t	

3 漁場を活用していない理由

--

資源管理の状況等の報告(区画漁業権)取りまとめ

報告対象期間：R5.4.1～R6.3.31

区 分	漁業の種類	免許 件数	活用漁場 件数	割合	環境保全等の取組状況	生産量	備 考
区 画 漁 業	第1種	のり養殖業	82	59	72%	採水調査、海底耕うん等	163,234千枚 (生のり:23.9t)
		わかめ養殖業	24	14	58%	海底耕うん等	42,785kg 生、塩蔵、乾燥
		こんぶ養殖業	8	5	63%	海底耕うん等	460kg 乾燥
		あおのり養殖業	6	6	100%	採水調査、海底耕うん等	2,5884kg 乾燥
		ひじき養殖	5	3	60%	採水調査、海底耕うん等	360kg
		かき垂下式養殖業	17	12	71%	採水調査、海底耕うん等	193t 殻付き 55t むき身
		かき・あさり垂下式養殖業	2	2	100%	採水調査、海底耕うん等	7t 殻付き(かき) 47t むき身(かき) 1kg あさり
		あかがい垂下式養殖業	8	2	25%	採水調査、海底耕うん等	558kg
		あわび小割式養殖業	3	1	33%		1,600kg
		真珠養殖業	1	0	0%		0 休業
		魚類小割式養殖業	75	43	57%	採水調査、海底耕うん等	7,977t
	第3種	あかがい等養殖業	5	2	40%		0
		236	149	63%			

※漁場を活用していない場合の理由
 行使者数の減少
 栄養塩不足により成長が見込めないため休業
 漁場を休ませている 等

資源管理の状況等の報告(共同漁業権、定置漁業権)取りまとめ

報告対象期間：R5. 1. 1～R5. 12. 31

報告対象期間：R5.1.1～R5.12.31							
区 分		漁業の種類	免許件数	活用漁場 件数※	割合	資源管理の 取組状況	生産量 (kg)
共同	第1種 共同漁業	あおのり漁業	135	126	93%	体長、殻長制限 種苗放流等	0
		てんぐさ漁業					20
		わかめ漁業					3,454
		もずく漁業					765
		あさり漁業					245
		あわび漁業					1,058
		いわがき漁業					10
		さざえ漁業					8,103
		はまぐり漁業					90
		ばかがい漁業					0
		まて漁業					0
		えむし漁業					100
		ごかい漁業					0
		うに漁業					93
		なまこ漁業					78,601
		小計					
	第2種 共同漁業	建網漁業	65	65	100%	体長制限の遵守 種苗放流等	125,229
		柵網漁業	58	47	81%		180,798
		小計					
	第3種 共同漁業	地びき網	3	3	100%	体長制限の遵守 藻場の造成等	108
		つきいそ	4	2	50%		0
		小計					
合計							398,782
定置	定置漁業	あじ定置網漁業	4	3	75%	漁期の短縮	161,414

※未提出であった漁業権は除く

第二種共同漁業漁獲量内訳(建網)						(kg)
マダイ	メバル・カサゴ	キジハタ	ヒラメ・カレイ類	タケノコメバル	その他	計
52,032	14,901	30,892	3,424	920	26,080	128,249

第二種共同漁業漁獲量内訳(桝網)						(kg)
マイワシ	マアジ	サバ類	マダイ	スズキ	その他	計
2,840	25,901	6,543	58,738	9,950	76,825	180,798

第三種共同漁業漁獲量内訳(地びき網)						(kg)
スズキ	アオリイカ	ハマチ	サワラ	クロダイ	その他	計
0	0	0	0	0	0	0

第三種共同漁業漁獲量内訳(つきいそ)						(kg)
スズキ	マダイ	キジハタ	メバル	クロダイ	その他	計
0	6	0	22	45	35	108

定置漁業						(kg)
マアジ	イワシ類	サバ類	マダイ	サワラ	その他	計
32,471	38,136	22,078	8,326	2,240	58,163	161,414

令和6年度連合海区漁業調整委員会の結果について

(1) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和7年2月17日（月）13:55～14:23

場 所：サン・ピーチ OKAYAMA「後楽」（岡山県岡山市）

出席者：香川海区9名（北尾会長、北野委員、三木委員、小見山委員、森委員、志摩委員、松本伊委員、嶋野委員、筒井委員）

欠席：橋本委員

岡山海区10名（井本会長、柴田委員、豊田委員、國屋委員、佐上委員、松下委員、小谷委員、平田委員、三宅委員、栗田委員）

傍聴者：中讃西部漁業協同組合 志摩勇紀、細田剛敬

付議事項及びその結果：

第1号議案 令和7年度における各種漁業の入会調整について

（結果）入漁協定表は、原案どおり決定した。

その他

・森委員から、漁業者から出る網やロープ、発泡スチロール（養殖資材）などの海ごみを出さないように気を付けるべきであるとの発言があった。

(2) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和7年2月12日（水）12:54～13:07

場 所：高松港旅客ターミナルビル7階会議室（香川県高松市）

出席者：香川海区5名（北尾会長、山口委員、松本伊委員、大北委員、嶋野委員）

欠席：宇山委員

愛媛海区4名（林会長、竹ノ内委員、渡邊委員、中山委員）

欠席：喜田委員、藤田委員

付議事項及びその結果：

第1号議案 令和7年度における各種漁業の入会調整について

（結果）入漁協定表は、原案どおり決定した。

その他

・松本伊委員から、今はカニなどの漁獲物が減っているので、許可があっても、入会海域に漁に行けていないため、問題は起こっていない。

(3) 広島・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和7年2月25日（火）13:53～14:19

場 所：高松港旅客ターミナルビル7階会議室（香川県高松市）

出席者：広島海区5名（北田会長、高橋委員、濱松委員、箱崎委員、山田委員）

欠席：樋口委員

香川海区6名（北尾会長、山本委員、山口委員、松本伊委員、嶋野委員、松本橋委員）

付議事項及びその結果：

第1号議案 令和7年度における各種漁業の入会調整について

（結果）入漁協定表は、原案どおり決定した。

その他

・特段なし。

第49回瀬戸内海広域漁業調整委員会(R7.3.4)の結果について

議題

- (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (2) サワラに関する委員会指示について
- (3) その他
 - ①TAC資源拡大に向けた検討状況について
 - ②令和7年度資源管理関係予算について
 - ③その他

(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

(瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号)

- 指示の有効期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日
- くろまぐろ遊漁専門部会合同会議(委員8名)を令和6年12月12日、令和7年1月17日、同年2月12日の計3回開催した。その中でクロマグロ遊漁の現状と課題、現行の広域漁業調整委員会指示に基づく規制の見直し、届出制の導入及びC&R(キャッチアンドリリース)について議論した。
- 議論の結果、クロマグロ(大型魚)について、令和7年度から委員会指示に基づく措置の見直しの議論がなされた。令和6年度→令和7年度の変更点は次のとおり。
 - ・資料1-1[2]のとおり
 - ・委員会指示の有効期間 1年間→2年間
- 令和8年4月から新規の管理措置である届出制を導入予定。詳細は今後詰める。
 - ・資料1-1[3]のとおり
- C&R(キャッチアンドリリース)については、委員間で意見が分かれた。
 - ・資料1-1[4]のとおり

[質疑応答]

嶋野委員：漁業者は採捕停止命令が出たら放流や操業をやめるのに対し、遊漁は採捕禁止後もC&Rで採捕することは可能なのか。

城崎室長(水産庁 沿岸・遊漁室)：そもそもC&Rを認めていない。

久賀委員(鹿児島大准教授)：C&Rについて、釣った時点で殆どの魚が死んでいると聞くが、C&Rは有効なのか。有効である科学的データはあるのか。またアメリカやオーストラリアなど海外先進国ではどう取り扱っているのかお聞きしたい。さらに、今回のクロマグロ対応のノウハウを今後展開するTAC魚種に活用できると思われるが如何。

城崎室長：科学的な根拠なし。アメリカではC&Rといっても、船揚げしないで針を外し放流している事例がある。また、漁業と遊漁を別物として扱い、管理している点で、日本とは事情が異なる。また、30kg以上の太平洋クロマグロは特別管理特定水産資源に指定されているが、他のTAC魚種に、クロマグロと同じ扱いを適用することはできない。

(2) サワラに関する委員会指示について 資料 2－3 のとおり

(瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 49 号)

- ・ 指示の有効期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
 - ・ 委員会指示第 49 号については令和 6 年度の措置を踏襲し、現行どおりとする。
- 委員から特段意見等無し。

(3) その他

① T A C 資源拡大に向けた検討状況について 資料 3－1 のとおり

② 令和 7 年度資源管理関係予算について

③ その他

クロマグロ遊漁の課題への対応

令和7年2月
水産庁

1. それぞれの広域漁業調整委員会の下に、「太平洋広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」、「日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」、「瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会」を設置し、令和6年12月12日に同専門部会の合同会議を開催。合同会議の委員は以下の8名。

氏名	現職
田中 栄次（議長）	東京海洋大学 名誉教授
柏瀬 巖（副議長）	公益財団法人 日本釣振興会 常任理事
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会 委員
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会 副会長
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事長
菅原 美徳	一般社団法人 全日本釣り団体協議会 副会長
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラーズ協会
森 聡之	特定非営利活動法人 ジャパンゲームフィッシュ協会 評議員

2. 合同会議を3回開催（R6.12.12, R7.1.17, R7.2.12）。
 クロマグロ遊漁の現状と課題、現行の広域漁業調整委員会指示に基づく規制の見直しのほか、届出制の導入やキャッチアンドリリースなど幅広い事項について議論。

Ⅱ 議論の結果、専門部会委員の意見が一致した内容

(1) 現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直し

		令和6年度（現行）	令和7年度（見直し）
採捕報告の内容	採捕上限の設定	複数月での設定が存在	毎月均等に設定
	大型魚のバッグリミット（保有制限）	1人1日1尾	1人毎月1尾
	採捕報告の期限	陸揚げ後から3日以内	陸揚げ後から1日（翌日）以内
	採捕者情報	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	氏名、住所、電話番号、メールアドレス
	採捕したくろまぐろ（大型魚）の情報	- 重量、尾数 - 陸揚げ日 - 採捕した海域	- 重量、尾数 - 尾さ長が確認できる写真 - 計量方法（はかり、目測など） - 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さ） - 陸揚げ日 - 採捕した海域 - 陸揚げ場所
船舶情報		（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県、遊漁船登録番号
		（遊漁船以外を利用した場合）	（遊漁船以外を利用した場合） 船舶番号又は船舶検査済票の番号
虚偽報告抑止策			- 二重認証システム（電話番号認証）の導入 - 本人確認書類の提出
委員会指示の有効期間		1年間（R6.4.1～R7.3.31）	2年間（R7.4.1～R9.3.31）

3(2) 新規の管理措置について

◎現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下を内容とする委員会指示による届出制を令和8年4月1日から新たに導入する。
なお、内容については、今後の議論で変更する可能性がある。

届出対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に クロマグロを採捕しようとする遊漁者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間に クロマグロを採捕しようとする遊漁者を 漁場に案内しようとする遊漁船業者・遊漁船以外の 船舶を運航する者 ※自ら遊漁船以外の船舶を運航してクロマグロを採捕しよう とする者も含む
届出内容	- 氏名 - 住所 - 電話番号 - メールアドレス - 使用予定船舶（任意） - 出入港予定場所（任意）	- 氏名 - 住所 - 電話番号 - メールアドレス - 船名 - 遊漁船登録番号（遊漁船の場合） - 船舶番号（遊漁船以外の船舶の場合） - 出入港予定場所
受付期間	採捕しようとする日の1営業日前まで	令和〇年△月〇日から令和8年▲月■日まで
届出回数	委員会指示の有効期間中に1回	受付期間中に1回
届出方法	電子フォーマット・メール・アプリ/システム（開発中）	
未届出者への対応	- 届出を行っていない者はクロマグロの採捕をしてはならない。 - クロマグロを意図せずに採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。	届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならない。

◎ 採捕が禁止された後のC&Rの可否については、委員の間で意見が分かれた。

（主な意見）

- ・ C&Rが認められれば釣り人の不満は解消される。一方で、持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要。
- ・ 採捕期間中、一定数量に達した段階でC&Rに切り替える方法を併用できれば、少ない配分量でも遊漁船業者は長期間営業できるようになる。
- ・ 漁業者は採捕停止命令が出たら、定置網漁業はクロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟の上で網を開放して放流し、漁船漁業は漁場を移動して操業しないようにしており、これら漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のC&Rには反対。
- ・ 日本においては、C&Rによる死亡が資源に与える影響についての科学的根拠がない。
- ・ クロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも影響する可能性があるので、導入にあたっては慎重に議論すべき。
- ・ それぞれの地域で漁業者は操業禁止期間などルールを決めているが、それを無視して遊漁をする者が特にPBに見られ、漁業者が慣っている。それぞれ地域の漁業者と遊漁者がお互いにリスパクトし、話し合っていくことが大事。

令和 7 年度 さわら広域資源管理の取組

1. 海域(灘)・漁業種類ごとの取組

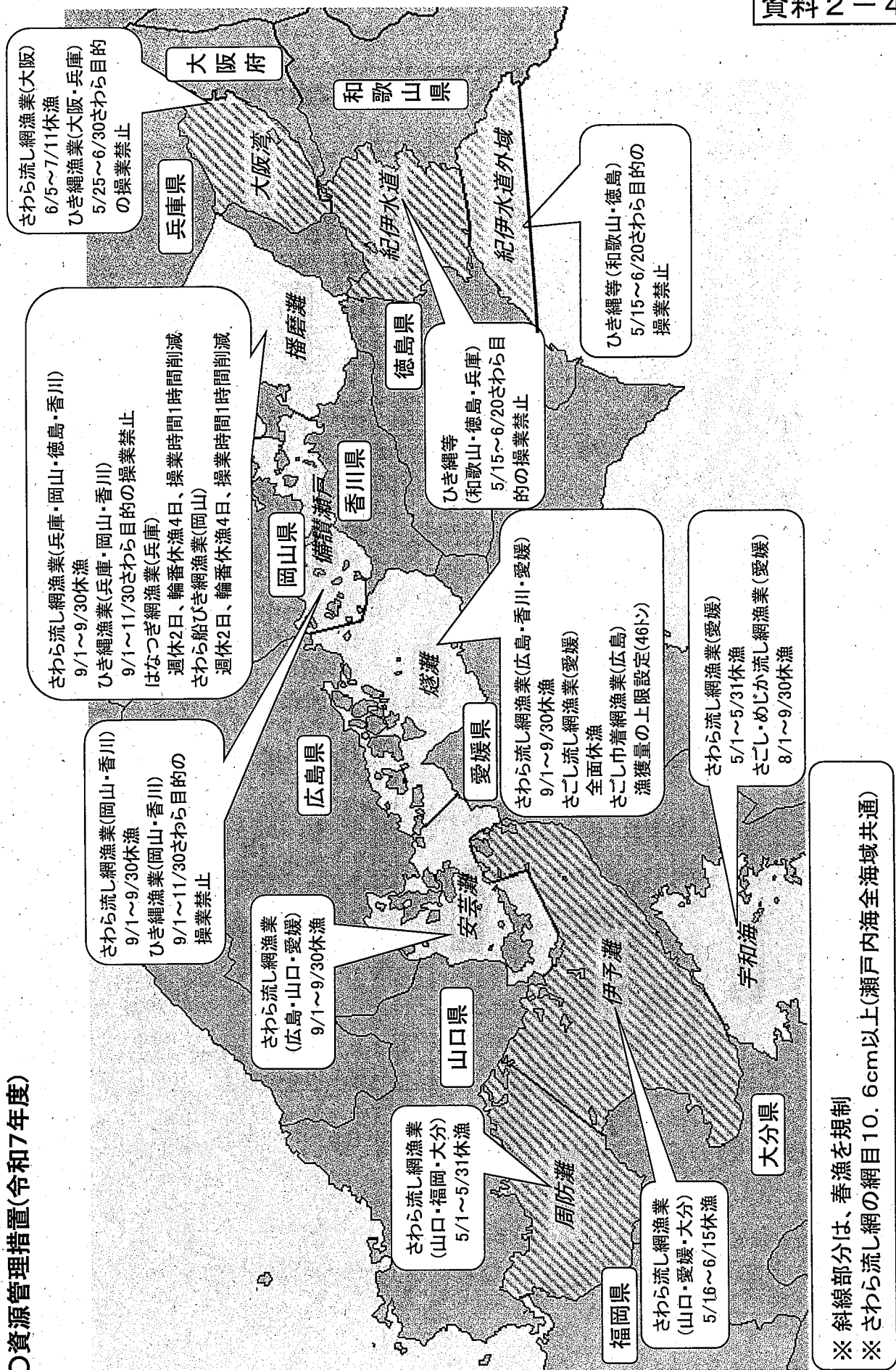
海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5～7/11) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25～6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
	はなつぎ網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5 月 : 3 日間、6 月以降 1 日間)の休漁 操業時間の 1 時間短縮
	さわら船曳網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5 月 3 日間、6 月以降 : 1 日間)の休漁 操業時間の 1 時間短縮
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間 46 トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16～6/15) →休漁 網目→10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1～5/31) →休漁 網目→10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1～5/31) →休漁
	さごし・めじか流し網	8/1～9/30→休漁

(注) 9/1 以降の許可を秋漁とする。

2. その他資源管理への取組

上記 1 の措置のほか、従来取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

○資源管理措置(令和7年度)



水産資源ごとの検討状況（令和7年2月現在）

水産資源	資源管理手法 検討部会	ステップワーカー合				備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	
カタクチイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	令和5年3月7日	令和5年9月22日	令和6年4月24日	令和7年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
カタクチイワシ瀬戸内海系群	令和4年11月21日	令和5年5月30日	令和5年12月15日	令和6年5月28日		令和7年1月からTAC管理開始
ブリ	令和4年7月11日	令和5年10月11日	令和6年3月19日			令和7年4月からTAC管理開始予定
ウルメイワシ対馬暖流系群	令和3年12月14日	令和4年3月3日	令和5年2月15,16日			令和6年1月からTAC管理開始
ウルメイワシ太平洋系群	令和3年11月29日	令和4年3月28日	今後開催			
マダラ本州太平洋北部系群	令和4年3月17日	令和5年3月23日	令和5年8月7日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ本州日本海北部系群	令和4年2月25日	令和5年3月9日	令和5年7月4日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道太平洋	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			令和6年7月からTAC管理開始
マダラ北海道日本海	令和5年3月3日	令和6年1月19日	令和6年3月15日			
ソウハチ日本海南部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ムシガレイ日本海南部系群	令和4年2月25日	今後開催				
ヤナギムシガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
サメガレイ太平洋北部	令和4年3月17日	今後開催				
アカガレイ日本海系群	令和5年5月22日	今後開催				
ソウハチ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
マガレイ北海道北部系群	令和5年8月7日	今後開催				
ホッケ道北系群	今後開催					
マルアジ日本海西・東シナ海系群	令和4年12月20日	今後開催				
ムロアジ類東シナ海	令和4年12月20日	今後開催				
サワラ瀬戸内海系群	令和5年6月12日	今後開催				
サワラ日本海・東シナ海系群	令和5年7月21日	今後開催				
イカナゴ瀬戸内海東部系群	令和5年5月22日	今後開催				
マダイ瀬戸内海中・西部系群	令和4年4月21日	今後開催				
マダイ日本海西部・東シナ海系群	令和4年4月21日	令和5年5月16日	令和6年3月5日			令和7年1月からTAC管理開始
マダイ瀬戸内海東部系群	令和5年6月12日	今後開催				
ヘニズワイガニ日本海系群（知事許可水域）	令和5年5月22日	令和7年1月20日				
ヘニズワイガニ日本海系群（大臣許可水域）		令和7年2月12日				
ヒラメ瀬戸内海系群	令和4年2月8日	今後開催				
ヒラメ太平洋北部系群	令和5年4月24日	今後開催				
ヒラメ日本海北部系群	令和5年3月17日	今後開催				
ヒラメ日本海中西部・東シナ海系群	令和5年3月17日	今後開催				
トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群	令和5年7月21日	今後開催				
トラフグ伊勢・三河湾系群	令和5年7月21日	今後開催				
キンメダイ太平洋系群	令和4年12月20日	今後開催				
ニギス日本海系群	令和4年2月25日	今後開催				

